

景観配慮協議結果通知書

鎌 都 景 第 342 号
令和3年（2021年）5月25日

檜原 アンヌ芳枝 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 3-3 号		
土地利用類型 の 名 称	谷戸の住宅地		
景 観 地 区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外		
行 為 の 場 所 (地 名 地 番)	鎌倉市大町三丁目1380番2、1380番3		
行 為 の 種 類	建 築 物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転	
	開 発	<input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更	
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外		
協 議 事 項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 谷戸は、鎌倉の特徴的な地形であり、社寺、武家屋敷、別荘など古くから土地利用が行われてきた場所でもある。 ・ 背景の山並みと調和した緑豊かな住宅地景観を形成している。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の外壁、屋根の基調色は、基準内となっている。 ・ 新設擁壁は化粧仕上げとされる。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>		
備 考			